

1 趣旨

- (1) 近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。
- 次期学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、次期特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。
- (2) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害に対する通級による指導の効果的な指導内容について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、当該方針に対応するためのモデル事業を実施する。

2 内容

「(1) 次期学習指導要領に向けた実践研究」及び「(2) 知的障害に対する通級による指導についての実践研究」は、いずれも児童生徒を対象とした授業を実践的に行う。また、児童生徒に対し授業や準備を行うにあたり、外部人材等を活用するなど、次期学習指導要領を意識した、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実の検討を行う。

(1) 次期学習指導要領に向けた実践研究

平成29年は、幼稚園部、小・中学部の学習指導要領を公布したところであるが、平成30年には、高等部の学習指導要領等の公布を予定している。平成34年度から実施される高等部においても、幼稚園部、小・中学部と同様に特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実を円滑に行っていく必要があることから、平成30年度は特別支援学校（高等部）を中心とした先導的な実践研究を行う。

(2) 知的障害に対する通級による指導についての実践研究

平成29年度は、採択件数が1件であり、当該方針を検討するうえで不十分であることから、引き続き、平成30年度においても当該方針に対応するためのモデル事業の拡充を実施する。



次期学習指導要領に準じた
教育課程や指導方法等



どのように実施するかを検討
(例えば外部有識者・民間企業等を活用)



実際の授業で実践・評価
(例えば外部有識者・民間企業等を活用)



実践事例を全国へ展開